

5 稲教学事務連絡
令和 5 年 5 月 2 日

各小中学校長様

稲沢市教育委員会
教育長 広沢 憲治

新型コロナウイルス感染症に対する稲沢市内小中学校の対応について（通知）

日頃は稲沢市教育委員会が所管する諸事業につきまして、ご理解とご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、5月8日（月）付けで、新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行すると発表がありました。

つきましては、稲沢市内小中学校において、文科省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に基づき、下記のように対応をいたします。

記

1 感染防止対策のための対応について

（1）児童生徒等の健康観察に関すること

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養するように依頼する。（同居家族が陽性であったり、発熱があったりした場合も症状がなければ、登校して構わない）
- ② 毎日の健康状態を把握することを依頼するが、健康観察カードを提出させる必要はない。
- ③ 登校後、児童生徒に発熱等の症状がみられる場合は、安全に帰宅させること。また症状がなくなるまで自宅で休養することを依頼する。

（2）換気の確保に関すること

- ① 気候上可能な限り、常時換気に努める。
- ② 困難な場合は、こまめに換気のための時間を設定する。

（3）マスクの着脱に関すること

- ① マスクの着脱については、すべて個人の判断とする。
- ② 感染が流行している場合、教職員が児童生徒に着用を促すこともあるが、着用を強いることのないようにする。
- ③ 熱中症予防のため、マスクを外す必要がある場合は、声かけをしたり、外すことができる環境を整えたりする。

(4) 臨時休業に関すること

- ① 学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合、感染拡大の恐れがあると判断される場合、稲沢市のガイドラインに基づき、臨時休業を検討する。
- ② 児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応する。

2 新型コロナウイルス感染症の「陽性」が判明した場合

(1) 療養期間について

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。

(2) 「出席停止」措置の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の「陽性」が判明した場合、欠席していた期間を遡って「出席停止」とする。

(3) 報告について

各学校から市教委への報告は、本人が「陽性」の場合のみ、「報告用」フォーム入力する。

(4) その他の「出席停止」について

- ① 市内に感染が流行しており、同居家族に高齢者、基礎疾患がある者がいる場合は、校長の判断により「出席停止」の措置とすることができる。
- ② 医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認した上で、登校すべきでないと判断される場合も「出席停止」の措置とすることができる。

3 その他

今後、上記の内容について対応を変更する場合は改めて通知する。

担 当 稲沢市教育委員会学校教育課（伊藤幹）

電 話 0587-32-1111（内線 459）

F A X 0587-32-1196

（この文書は、文書事務改善の一つとして、公印を省略しています。）